

## 第 21 回 岩手県景観形成審議会議事録

### 1 開催日時

平成 27 年 11 月 24 日（火） 14：00～15：30

### 2 開催場所

岩手県公会堂 第 21 号室 会議室（盛岡市内丸 11-2）

### 3 出席者

岩手県景観形成審議会委員（五十音順）

五十嵐のぶ代委員	一戸 親義委員
小沢 昌記委員（代理 伊藤公好様）	加藤 祐子委員
川村 久子委員	菊池 信弥委員
金野 万里委員	佐々木祐子委員
高橋マサ子委員	中村 孝幸委員
細越久美子委員	南 正昭委員（会長）
盛合 敏子委員	山本 賢一委員（代理 藤川敏彦様）

事務局

青柳道路都市担当技監、和村まちづくり課長、相原主任主査、菊地主任

### 4 議事

事務局（主任主査）：ただ今より、第 21 回岩手県景観形成審議会を開催いたします。

まず、本日は代理も含め委員 14 名のご出席をいただいておりますので、委員総数 16 名の過半数に達しておりますので、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第 28 条第 2 項」の規定により、当審議会は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、小沢委員と山本委員におかれましては、本審議会の「委員の代理出席に関する取扱要領」に基づき、代理出席の報告をいただいておりますので、お知らせします。

続きまして、平成 27 年 10 月 2 日付けで、任期の満了に伴う委員の改選を行っており、改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様をご紹介します。

#### 【名簿に沿って紹介】

続きまして、当審議会の事務局をつとめます、県土整備部・都市計画課の職員を紹介いたします。

#### 【事務局員を紹介】

事務局（主任主査）：開会に当たり、県土整備部道路都市担当技監からご挨拶を申し上げます。

#### 【挨拶】

事務局（主任主査）：本日事務局で用意しました資料の確認をさせていただきます。  
お手元の資料を確認いただき、不足等があればお申し付けください。

#### 【資料確認】

事務局（主任主査）：議事の1、会長の選出に入らせていただきます。

本審議会の議事は、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項」により、会長が会議の議長を務めることとされておりますが、今回が委員改選後、初めての審議会となりますので、現在、会長及び会長職務代理者が選出されておられません。

そこで、(1)の「会長の選出について」は、暫定的に技監が議長を務めさせていただきますのでご了承願います。

技監：暫定で議長を務めさせていただきます。議事(1)の会長の選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局（課長）：今回が委員改選後、初めての審議会となりますので、まず、当審議会の運営方法や審議事項について、御説明いたします。

#### 【資料No.1に基づき審議会の運営方法、審議事項に関する説明】

なお、会長の選出については、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第1項」の規定により、委員の互選によることとされております。

技監：ただいま事務局から説明があつたとおり、会長は委員の互選によることとされております。

つきましては、会長に自薦される方又は会長を他薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【委員から南委員を推薦の声あり】

技監：委員から南委員に会長をお願いしてはとのご意見がありました、委員の皆様はいかがでしょう。

**【各委員から異議なし】**

技監：それでは、南委員、よろしくお願いいたします。

これで、議事の1、「会長の選出について」を終了させていただきます。

なお、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項」の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これ以降は南会長に進行をお願いしたいと存じます。

南会長、議長席の方をお願いします。

**【南会長、議長席に移動】**

会長：よろしくお願いいたします。それでは、議事に入っていきたいと思います。

それでは、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第3項」の規定により、会長があらかじめ会長職務代理者を指名することとなっておりますので、前回と同様に指名させていただきます。

熊谷委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

会長：それでは熊谷委員をお願いします。

では、議事の2、審議会委員の選出に入りたいと思います。事務局の方から審査部会委員の選出について説明をお願いします。

事務局（課長）：「岩手の景観の保全と創造に関する条例第29条第1項」の規定に基づく部会の設置について、資料No.2を用いて説明をさせていただきます。

**【資料No.2により説明】**

事務局（課長）：なお、部会は、「岩手の景観の保全と創造に関する条例第29条第2項」の規定により、会長の指名による委員をもって組織することとされております。

会長：ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

**【質問・意見等なし】**

会長：なければ、部会の委員を指名いたします。事務局で指名名簿を配ってください。

**【事務局から部会委員名簿を配布】**

会長：名簿のとおりですので宜しくお願いします。

会長：続きまして、議題の3の報告事項、岩手県景観計画の変更（案）等について説明願います。

事務局（課長）：それでは、議事の3、岩手県景観計画の変更（案）等について報告いたします。お手元の資料及び前方にありますスクリーンを使いながら説明をさせていただきます。

**【資料No.3により説明】**

会長：ただ今の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

委員：沿岸の被災地に住んでいる方々に対してのご説明などは、どう言う形で行われる予定でしょうか。

事務局（課長）：前段として、用途地域を決める段階で、ご説明をしております。今後は、用途地域を決める段階で、用途地域と併せて景観計画の変更についても説明を行なうこととなります。

委員：沿岸部の復興支援に携わっていると、行政側の文書がいっぱいきて、説明会も開かれるが、高齢化も進んでおり、説明会に行かず、時間が経って、そういうことだったのかと、困惑するということをよく聴く。伝わっている、大丈夫ということによろしいでしょうか。

事務局（技監）：用途地域を変更する場合、原案の説明会を必ず行うように県では指導しております。それらに基づいて縦覧というものがあり、市町村の広報等で周知するよ

うにしております。今回の景観計画の変更の前段となる用途地域の変更は、市町村が定めることになっており、地域の将来のまちづくりについての基本となるものですので、市町村は蔑ろにしているはずはないと、私どもは理解しております。

委員：わかりました。読み解いて、支援していくのも私たちの仕事だと思っておりますので、もし、そういうことがありましたら、検討していきたい、おつなぎするなど思っております。

会長：その他、いかがでしょうか。

委員：今までの事例をお聞きしたいのですが、変更命令がありましたら、事例をお聞かせ願いたい。

事務局（課長）：届出に関しまして、変更命令を行った事例はございません。年間 100 件ほどの届出はありますが、その中で、変更命令を行った事例はありません。

委員：勧告はどうでしょうか。

事務局（課長）：ありません。

委員：用途地域の変更に伴って、市街地景観地区へ変更となる地域が 260ha、市街地景観地区から農山漁村景観地区へ変更となる、用途地域から外れる地域が 210ha ということですが、市街地景観地区へ変更となることが、よりタイトな景観の規制を受けるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局（課長）：市街地景観地区の方が、緩い規定となります。景観計画上の農山漁村景観地区となっているほうが厳しい規定ですので、用途地域がかかっている、本来市街地景観地区であれば建てられるものが、建てられないということになっているので、本来の規制にしようとするものです。

会長：他によろしいでしょうか。

他に意見等がないようですので、議事を終了させていただきます。

会長：それでは、委員の皆様からその他、何かありますでしょうか。

【特になし】

会長：事務局から何かありませんか。

事務局（課長）：特にございません。

会長：それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了いたします。円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局（主任主査）：本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第 21 回岩手県景観形成審議会を閉会いたします。